

(別添6)

主任介護支援専門員研修実施要綱

1. 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする。

2. 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、以下の から のいずれかに該当し、かつ、(別添3)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程 及び専門研修課程 又は(別添5)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)

施行規則第140条の5第2号の八に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

また、受講対象者の選定にあたっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員は他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができ、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案などを行うことができる者を養成するための研修であることから、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、本研修の修了者が実際の業務を行うにあたって効果的な研修内容とすること。

(2) 研修内容

主任介護支援専門員研修で行うべき課程については、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第265号)により、規定されているところであるが、その具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、合計64時間以上と

する。

| 研修課目 | 目的 | 内容 | 時間数 |
|---------------------------------------|--|---|---------|
| 主任介護支援専門員の役割と視点 (地域包括支援センターの運営を含む) | 主任介護支援専門員が業務を行う上で必要な心構え、知識、技能の修得を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の役割 ・居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の役割 ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築について ・個々の介護支援専門員に対する個別支援方策 ・地域のケアマネジメント力の向上支援方策、地域包括支援センターと各種関係機関とのネットワークの構築手法 (サービス事業者同士のネットワークの構築含む) ・地域における総合的なケアマネジメントの実施、調整手法 ・地域の介護支援専門員の実態把握の手法 ・勉強会、技術向上を目指した「場づくり」の支援方策 | 講義 5 時間 |
| ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理 | 机上の実務研修内容を就業後の実践に照らして確認することにより重要な倫理を会得させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員が基礎的に備えるべき、利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者ニーズの代弁等の倫理を徹底して講義。 | 講義 3 時間 |
| ターミナルケア | 高齢化の急速な進展、急性疾患による死亡の減少の中で、現在大きく浮上している高齢者の「ターミナルケア」に関して現状・課題等について認識するとともに介護支援専門員の係わり方について学ぶ。あわせて要介護高齢者に多い疾病についても学ぶ。 | <p>後期高齢者の増加により、長期にわたる介護の延長線上にターミナルケアが増加していることを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアの基本理解 ・施設におけるターミナルケアの課題、居宅におけるターミナルケアの課題、必要な視点 ・利用者、家族等に対する介護支援専門員の適正な支援方法 ・要介護高齢者に多い疾病の病態理解を学ぶ。 | 講義 3 時間 |

| | | | |
|-------------------------------|--|--|----------------------------|
| <p>人事・経営管理</p> | <p>事業所の適正な運営を図るための「経営管理」「人事管理」に関する基礎知識を会得させる。</p> | <p>事業所を取り巻く環境は絶えず変化しており良質なサービスを提供する為には事業所の安定した経営が求められることから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の基礎理論 ・経営戦略・マーケティングの手法 ・財務管理・経営計画の作り方 <p>等の経営管理について学ぶ。</p> <p>また、事業所運営の基礎は「人材」が要であることを踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務管理・目標管理の導入方法 ・業務評価制度と人事考課 ・雇用管理、労使関係の課題と現況 ・人材育成の為の研修計画 <p>等人事管理の手法について学ぶ。</p> | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>サービス展開におけるリスクマネジメント</p> | <p>介護事故は単に個人に対する注意喚起や表面上の処理だけでは減少しない。再発防止の為には組織全体で事故の背景、要因を明らかにして分析し対策を講じることが重要であることから、リスクマネジメントの目的、取り組み方を会得させる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が起こしやすい事故の内容 ・事例を踏まえた苦情対応 ・サービス事業者に求められるリスクマネジメントの目的と内容 ・リスクマネジメントのマニュアルの作成方法 ・事件事例を活用し分析を行いそれらをケアプランに反映させる等リスクマネジメントとケアプランの関係及び反映手法 | <p>講義 3 時間</p> |
| <p>地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）</p> | <p>地域において住民が自立した生活をおくれるよう自立生活支援を目的とした地域福祉の推進を構築するための基礎となる地域援助技術（コミュニティワーク）機能の理解と実践的な技術・手法について学ぶ。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワークの概念 ・コミュニティワークの機能及び目的 ・コミュニティワークの展開技法 ・主任介護支援専門員とコミュニティワーク ・解決困難な問題事例等を用いて地域診断と不足するフォーマルサービス、インフォーマルサービスの開発普及等について学ぶ。 | <p>講義 3 時間 演習 3 時間</p> |
| <p>対人援助者監督指</p> | <p>人材育成の方法で</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン（対人援助者監督指 | <p>講義 6 時間</p> |

| | | | |
|--------------|---|---|----------------------|
| 導（スーパービジョン） | あるスーパービジョン（対人援助者監督指導論）の内容を理解し、実践できる技能を身につける。 | 導論）の内容と方法 ・介護支援専門員に対する適切な指導方法 ・個人スーパービジョンとグループスーパービジョンの具体的な技法の理解と向上等を演習、講義を通じて学ぶ。 | 演習 1 2 時間 |
| 事例研究及び事例指導方法 | 単に事例研究を行うだけでなく、支援困難事例等を含めた事例を各ポイントをわかりやすく指導、説明できる技能を会得する。 | ・事例を用いた指導手法のポイント ・指導における留意点 等を踏まえながら、実際に指導する立場にたって相互に評価するとともに、講師の助言を得ながら指導方法の向上を図る。 | 講義 5 時間 演習 1 8 時間 |

4．実施上の留意点等

当該研修の研修受講地については、原則として当該年度現在の勤務地の都道府県とする。ただし、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。